

平田東九州病院 院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策委員会は地域や院内における感染症の情報を収集し、感染対策上の問題点を知り、各種ガイドラインに基づいて感染症の伝播を予防することによって患者ケアの安全と改善を図る。

2. 院内感染対策のための委員会

院内感染を未然に防ぎ、発生時には迅速な対応、その後の予防的対策と職員への周知が適切に行われるよう、病院長を含める職種横断的に構成された委員会を設置する。委員会の業務や運営に関しては、院内感染対策マニュアルに定める。委員会は毎月1回行われるが、緊急の感染対策が必要なときは臨時で開催される。

3. 職員に対する院内感染対策のための研修

職員に対して院内感染対策のための基本的考え方及び、具体的方策について周知徹底させるため、就職時研修のほかに、1年に2回全職員を対象とした院内研修会を行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内における感染症の予防及び蔓延の防止を図るため、週に1度保健所から配信される感染症週報をもとに最新の宮崎県感染症週報を全職員に院内回覧で展開する。第3木曜日に開催される診療連携会議にて院内の感染症例感染予防対策、改善事項等提示する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症の症例は各病棟所属長が院内感染対策委員会に報告し、委員会が月に1度の会議で対策を立案後、指導を行う。

感染性や緊急性の高い院内感染が発生した場合は、臨時に委員会を開催し、発生部署への指導と必要に応じて行政機関への報告を行う。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者及び家族が閲覧できるように、本指針をホームページに掲載する。

7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策推進を目的に、院内感染防止策をまとめた院内感染対策マニュアルを作成し、全職員がいつでも閲覧できるようにマニュアルを各部署にファイリングしている。感染症の発生やガイドラインの変更を元に、定期的な見直しと改訂を行う。

令和5年4月

医療法人久康会 平田東九州病院

院内感染対策委員会